



保健所では、さまざまな職種の職員が働いています。

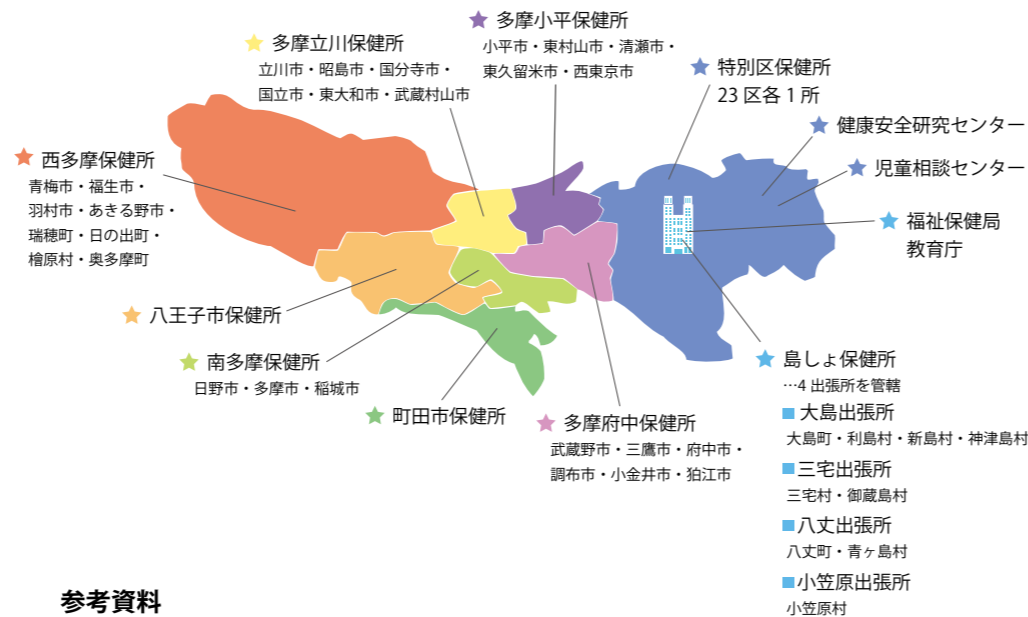
医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、獣医師、衛生監視員、臨床検査技師、事務職員等。

保健所で働く医師を、公衆衛生医師といいます！

(東京都では、保健所のほか、都庁でも公衆衛生医師が働いています。)

写真：みなと保健所 1F 情報展示コーナー

### 活躍するフィールド

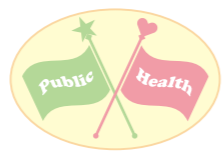


### 参考資料

昭和12年	保健所法制定 全国49か所に設置 結核撲滅と母子保健の向上が目的
昭和22年	保健所法全面改正 食品衛生や急性感染症対策も担う
昭和30～40年代	社会経済状況の変化 成人病対策、精神衛生、難病対策などが業務に
昭和50年代	地域保健を取り巻く状況の変化 第一次国民健康づくり運動、老人保健法の制定、 市町村を主体とした保健事業の実施
平成6年	地域保健法制定 母子保健などの住民に身近な保健サービスは、区市町村で実施 保健所は、地域保健の技術的拠点として広域的、専門的な業務を実施

### 問い合わせ先

東京都福祉保健局保健政策部保健政策課公衆衛生医師担当  
新宿区西新宿二丁目8番1号  
tel: 03-5320-4335 (ダイヤルイン)  
mail: S0000282@section.metro.tokyo.jp  
発行 令和4年5月 登録番号(4)39



都民 1,400 万人の生命と健康を守る！！

医学生のみなさんへ

# 東京都の保健所業務を紹介します。

保健所は地域でどのような業務をしているのでしょうか  
保健所は、みなさんの命と健康を守るため  
さまざまな業務を行っています

- 対人保健サービス
- 対物保健サービス
- 健康危機管理
- 企画調整機能

# 保健所へようこそ

東京都内には、**31**の保健所があります。  
東京都保健所**6**所 / 特別区保健所**23**所、中核市保健所**1**所、政令市保健所**1**所

**東京都保健所**  
地域保健の広域的、専門的、技術的拠点であり、精神保健、難病対策、結核・感染症、エイズなど専門的な保健サービスや、管内市町村への協力、助言・支援、連絡調整を行っています。

**区市型保健所**  
区市の保健衛生業務を担当し、県型保健所の専門的サービスと共に、住民に身近な健康づくり、生活習慣病対策、母子保健、予防接種等の保健サービスを実施しています。  
(このため、区には保健センターなど地域でサービスを提供しているところがあります。)

エイズ予防月間

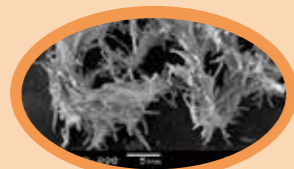
## 地域保健活動を中心とした対人保健サービス

### ● 感染症対策の主な業務 〈感染症法〉

#### 結核対策！

##### ◆ 結核患者が診断されたら…

診断した医師は最寄りの保健所に「発生届」により届出をします。届出を受けた保健所は、必要に応じて疫学調査や就業制限の通知、健康診断（接触者健診）の勧告、患者の療養支援等を行います。



電子顕微鏡でみた結核菌

##### ◆ 感染症に関する診査・協議会

法に基づき保健所に設置されている諮問機関で、管内の結核・感染症患者の入院勧告の必要性や、医療費公費負担の決定について診査します。

結核は過去の病気でありません！

##### ◆ 症例検討会

患者の治療終了をめざして、保健所内で公衆衛生医師、保健師などと、DOTS を含めた患者一人ひとりの療養支援の方針などを検討します。



##### ◆ DOTS (ドッツ) とは？

Directly Observed Treatment, Short-course (直接監視下短期化学療法)の略で、薬を飲み忘れないように服用することを、他者に見届けてもらう方法のこと。結核治療では、長期間の通院・内服が必要です。服薬を中断しないためには、治療を行う医療機関だけでなく、周囲の人のサポートが必要で、保健所はその役割を担っています。

#### ● その他さまざまな感染症対策も行っています！

近年は新型コロナウイルス感染症対策が中心ですが、HIV、B型・C型肝炎ウイルス、麻しん風しん、ノロウイルス、インフルエンザ対策などを行っています。HIV等の性感染症対策では、エイズ・ピア・エデュケーション事業の普及啓発や、無料のHIV性感染症の検査などを実施しています。



高校生が作成したエイズキルト

### ● 精神保健対策の主な業務 〈精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〉

#### 地域住民のこころの健康の保持増進のために！

精神保健福祉センター、医療機関、社会福祉施設等と連携してさまざまな取り組みを行っています。

##### ◆ 精神保健福祉相談・訪問指導

保健師や専門医が精神障害者や家族に対し、訪問や電話相談を行っています。

##### ◆ 精神デイケア（精神障害者社会復帰事業）

精神障害者が保健所で創作活動やレクリエーションなどを通して規則的な生活、対人交流などを体験することで、社会復帰を目指しています。  
※東京都・特別区・中核市・政令市で実施方法が異なります。

##### ◆ 自殺対策

ゲートキーパー養成研修の実施、未遂者・遺族支援など、自殺を防ぐためさまざまな取組を行っています。  
ゲートキーパー「門番」とは？・・・相談者の自殺のサインに「気づき」、話を「傾聴」し、適切な関係機関に「つなぎ」、相談者を「見守る」ことができる人材のこと。



### ● 難病保健対策の主な業務 〈難病の患者医療に関する法律〉

難病に関する普及啓発や、難病患者が安心して地域で療養生活を送れるよう、支援を行っています。

- ◆ 難病患者の療養相談、訪問看護、難病講演会
- ◆ 災害時個別支援計画の作成など

### ● がん・生活習慣病対策の主な業務 〈健康増進法・がん対策基本法〉

がん、糖尿病などの生活習慣病に関する普及啓発、たばこ対策、がん検診・若年層への健診など。  
※東京都・特別区・中核市・政令市で実施方法が異なります。

### ● 母子保健対策の主な業務 〈母子保健法〉

妊婦や乳幼児の健康の保持・増進のために、両親学級、乳幼児健診や健康相談、保健師による訪問指導、子育て支援などを行っています。  
※東京都・特別区・中核市・政令市で実施方法が異なります。

### ● 歯科保健対策の主な業務 〈歯科口腔保健の推進に関する法律〉

むし歯、歯周病予防などの普及啓発や、乳幼児、成人の歯科保健対策を行っています。  
※東京都・特別区・中核市・政令市で実施方法が異なります。



## 健康的な生活環境をつくる対物保健サービス

### ● 食品衛生 〈食品衛生法〉

#### 食の安全・安心を守る！



##### ◆ 飲食店の営業許可・監視指導

飲食店などに立ち入って衛生面の指導を行ったり、食品等を収去し、細菌などの検査をして、事故の未然防止に努めています。

##### ◆ 食中毒予防に関する普及啓発

食品衛生知識や食中毒の予防、O157 やノロウイルス感染予防などの情報発信をしています。

### ● 環境衛生 〈興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、クリーニング業法など〉

#### 住民と密接に関わる環境衛生施設の安心を守る！

##### ◆ 環境衛生施設の営業許可・監視指導等

理・美容院、クリーニング、公衆浴場、ホテル、プール、映画館など各施設に立ち入り、関係法令に基づいて空気検査、水質検査などを行い、結果が不適合となった施設には原因を究明し、適切な衛生管理を行うよう指導します。

その他にも、飛散花粉や、レジオネラの調査のほか、住まいの衛生に関する相談、ねずみ防除の相談なども行い、住民の健康的な居住環境の確保にも取り組んでいます。

### ● 医事・薬事 〈医療法、医薬品医療機器等法、毒物劇物取締法など〉

#### 地域の医療の安全を守る！

##### ◆ 診療所・薬局等の開設許可・立ち入り検査

有床診療所や薬局等に立ち入り、設備や調剤管理が適正に行われているか調査・指導を行います。

##### ◆ 薬物乱用防止対策・危険ドラッグ対策

薬物乱用防止講習会などを実施し、住民に啓発活動を行っています。

### ● 動物衛生 〈動物愛護法、狂犬病予防法〉 ※特別区・中核市・政令市保健所のみ

##### ◆ 動物愛護と適正飼養に関するイベント・講習会の実施

##### ◆ 犬の登録・注射済票の交付



## 健康危機管理の拠点

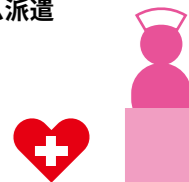
### 健康危機管理とは？

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因による国民の生命、健康の安全を脅かす健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務で、厚生労働省の所管に属するもの



##### ● 東日本大震災被災地への公衆衛生チーム派遣

避難所の感染症対策や食品衛生・栄養面での支援、被災者の身体的・精神的ケアなど多様な業務を行いました。



### ● 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症発症に備えた体制の整備

さまざまな健康危機から住民の健康と命を守るため、各保健所、医療機関、消防、警察、東京都健康安全研究センターなどと連携しながら、緊急時に速やかに対応できる体制づくりに取り組んでいます。



## 地域における公衆衛生専門機関としての企画調整

### ● 統計調査・地域診断・計画策定

人口動態統計や情報収集・調査・分析等。健康増進計画等の策定も行います。

### ● 食育の推進、栄養指導

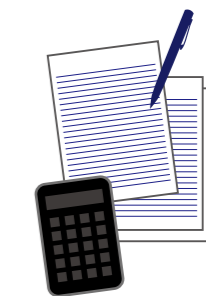
住民、事業者等と連携して食育の推進に取り組んでいます。

### ● 情報発信・普及啓発

ポスター・パンフレット・広報紙・ホームページ・講演会などにより、住民に対して保健衛生に関する情報を幅広く発信し、普及啓発に取り組んでいます。

### ● 市町村支援 ※東京都保健所のみ

所管区域の市町村の地域保健対策について、市町村間の連絡調整、技術的助言等を行います。



東京都幼児向け食事バランスガイド

